

独立行政法人改革等に関する分科会第2WG  
第4回議事録

内閣官房行政改革推進本部事務局

○座長 それでは、「独立行政法人改革等に関する分科会第2WG」を開催いたします。

皆様、御多用中のところ御出席頂き、誠にありがとうございます。

まず、お手元に配付している資料の確認をさせていただきます。事務局からお願いいたします。

○事務局 本日配付しております資料でございますが、会議資料といたしまして、資料1と致しまして、文部科学省所管の国立美術館、国立文化財機構、日本芸術文化振興会、国立科学博物館、日本スポーツ振興センターの資料でございます。

資料2といたしまして、経済産業省所管の2つの法人、製品評価技術基盤機構、日本貿易保険の資料、合わせまして7法人の資料がございます。御確認をお願いいたします。よろしゅうございますでしょうか。

○座長 ありがとうございます。

それでは、各法人のヒアリングに入ります。

本日は、文部科学省所管5法人、経済産業省所管2法人からヒアリングを行います。

まず、初めに国立美術館、国立文化財機構、日本芸術文化振興会、国立科学博物館からヒアリングを行います。府省・法人の方に入室頂きます。しばらくお待ちください。

(文部科学省、国立美術館・国立文化財機構・日本芸術文化振興会、  
国立科学博物館 入室)

○座長 本日はお忙しいところ、文部科学省ほか皆様おいで頂いて、ありがとうございます。

冒頭16分以内主務省から説明をして頂いた後、25分程度の質疑を行うことといたします。

なお、御説明の中で、法人シート様式6の2.の「個別法人の組織の在り方について」に記載された内容を簡潔に御説明して頂ければ結構でございます。時間が限られておりますので、業務内容の説明等は割愛して頂いて結構でございますので、16分という時間でございますけれども、よろしくをお願いいたします。

それでは、文部科学省より御説明をお願いいたします。

○文部科学省 では、よろしくをお願いいたします。文部科学省でございます。

私から3つの法人につきましての今後の方向や課題についてお話をし、その後、平成24年の閣議決定で提示されておりました法人統合のお話がありますので、その件をコメントさせていただきますと存じます。

ヒアリング資料というので、横長の補足説明資料を付けさせて頂いております。

まず、初めに出てきますのが、独法国立美術館でございますけれども、5つの美術館の集合体でありまして、その真ん中の西洋美術館はフランス政府からのコレクションをもとに西洋美術をやっている、我が国である意味、最も充実した西洋美術館ですけれども、ほかの4つの共通軸は現代美術を扱っているということでございます。

その共通軸を生かしまして、先ほど御指摘にありましたシート6のところを出させて頂

きました方向性は、一つの考え方が全国の公立美術館の支援により取り組んでいきたいということがございます。公立の美術館は、今、全国で続々とできているのですけれども、大体が近現代美術を扱うところが多いのですが、まだ大変コレクションも脆弱、人材も弱いということでありまして、その公立美術館ネットワークの支援を行っていきたいという方向性が一つ。それから、もう一つの方向性が、アジアの美術館の中での先導的役割を果たしていきたいということでございます。

これはいずれも繰り返しになりますが、公立美術館、アジアの美術館も両方現代アートということに今、非常に傾注をしているので、そのことについての支援あるいは連携ネットワークの核になりたいということでもあります。

それから、その次の補足資料の法人は、独法国立文化財機構でございます。

独法国立文化財機構は2つのグループから成り立っております。補足資料2ページの右側のグループは、文化財研究所グループでございます。奈良の文化財研究所は実は奈良の都、平城京とか飛鳥の都の発掘調査を営々と行っております。そういう、いわば発掘調査のあるいは考古学の日本の総本山でございますけれども、そういう仕事。

それから、その左の東京文化財研究所は、ここは文化財の保存の科学的な研究ということを専門に行っております。

左側のグループは博物館グループですけれども、これらの保存科学などの手法をしっかりと使いまして、国宝重要文化財の継承、収蔵をいたしまして、修復をしながら継承をしている、そしていい環境の中で公開をしているという仕事をしております。

この国立文化財機構の目指すところは、やはり全国の文化財関係者のネットワークの核であります。さまざまな人材養成などの支援、特に東日本大震災のときには、文化財が水につかりあるいは泥にまみれた、その文化財を助け出すという文化財レスキューの仕事を全国の文化財関係者の核となりましてこの文化財機構が担いました。

また、国際協力という点でも、例えばアフガニスタンの遺跡の修復でありますとか調査あるいはベトナムなどといったところのアジアの文化財の保護、修復・保存の国際協力を行っております。そのコンソーシアム事務局も文化財機構で行っております。こうした点を強化したい。

それから、3つ目の法人、独法日本芸術文化振興会ですけれども、こちらは御存知のとおり劇場群を持っております。昨年、劇場法という法律が超党派の議員立法で成立をいたしまして、劇場とか音楽堂とかの全国の設置や運営者が連携協力をするべしということが法律上求められておりますけれども、こうした全国の公立などの劇場と連携していく、巡回などでの協力ということも方向性として持っていきたいということでもあります。

これらの方向性を実現していくための課題を次の4ページ、5ページで書かせて頂きました。

4ページのところでは、そもそもの話になりますけれども、日本の美術館、博物館は国際交流を行っていくときには、何々機構という形ではなくて、やはり個別の施設間の交流

あるいは勝負ということになるのですけれども、日本の「文化の顔」は大変小さい、特に職員数を比較して頂きますと、これだけの差が、大英博物館、ルーブルではもちろんのことなのですが、韓国との間でも個別の施設で見るとついております。

次のページご覧頂きますと、それでも小規模でも現場は頑張っております。いずれの法人も、左側のグラフをご覧頂きますと、色が濃くなっているところが独法後の収入でございまして、美術館や文化財、施設の増がございまして、その施設の増を除きましてやはり入館者1.6倍とか、そういったことを達成してきておまして、頑張っている。

その結果右側でご覧頂きますように、職員一人当たりで受け入れている入館者数というのは他の著名美術館、博物館より群を抜いて多く、それだけ頑張っているのですが、この頑張りが認められていないというのが、次の6ページでの私どもがこれからぜひこの行革の中でお願いしたい改善課題でございまして。

課題をずらずらと書いておりますけれども、その課題の一番下の文化法人の特性が配慮されない経営努力認定基準という制度あるいは運用になってしまっていると認識しておりますので、ぜひこの改善をお願いしたいということでございまして。右側に書いてありますように、どのように改善して頂きたいかということが工夫と努力、美術館なり博物館なり劇場なりが頑張って演出を新規にした新しい復活の表現を行ったあるいは展示の仕方、今までにない360度どこからでも見られるような工夫の展示を行った。こういうことが実は新規性というところに当たらないというふうに言われてしまっています。そういうことでの心配がございまして。展示という事業自体同じではないかみたいと言われていたりとか、それから、常に右肩上がりの収益路線でないといけないとか、これは博物館にしてもあるいは劇場にしても、座席数とか面積は拡大再生産で増えていくわけではありませぬので、やはり限界がありますし、国立としてそんなに売れないものでもやはり学術的成果に基づく展示、公演をやらなければいけませんので、そういうものは勘案して頂きたいということをお願い申し上げたいと存じます。

それでは、組織論につきましてコメントさせていただきます。

○文部科学省 私、6月までずっと国立西洋美術館の館長を8年ほどやっていたので、そういう立場も踏まえて御説明申し上げたいと思います。

まず、国立美術館は何よりもクリエイティブな感覚というものを刺激することが一番の目的であります。ですから、例えば去年、ナフタリンの入った、そして、そのナフタリンがだんだん形を変えていくような作品も展示をやるというようなことを近現代美術ではやっております。

ところが、一方で国立文化財機構というところは、やはり文化財をいかに守っていくかということが一番の主眼でございまして。芸文振のほうは申すまでもなく舞台芸術を中心としたもので、全く違う領域ではないかと考えております。特に、国立美術館の場合は、世界の近代美術館の中の一分野としているので、いつでも国際的なスタンダードに合わせて仕事をやっていかなければいけません。ところが、国立文化財の場合には、日本の文化財

ということで、例えば東博などでも文化財の保存に、夜は保存室の中で空調などを切っております。これは西洋系の美術ではもう考えられないことなのですが、日本の場合には、そういう一日のサイクルをきちんと文化財に与えるということで、海外から見るとそれでいいのというのですけれども、経験的に非常に効果的な保存方法を行っているというふうにさまざまな意味でこの国立美術館、国立文化財機構、それから、芸文振というのはミッションが違っているということが言えるかと思えます。

そうであるがゆえに、7ページのところをご覧頂きたいのですが、(1)の統合によるシナジー効果というものが私どもとしてはどう考えてもなかなか見出すことが難しい。むしろミッションや方法やあるいは内部の保存の方法であるとか研究の仕方であるとかというようなものが全く違うので、むしろそれぞれの特徴をより生かしていく方向のほうが、それぞれの組織の将来的には充実した方向に持っていけないのではないかと考えております。

それから、統合によってスケールメリットということが考えられるのかもしれませんが、現在、国立美術館の場合には東京国立近代美術館が本部機能もあわせ持っております。それで、その本部機能のために要員を増加させたかというところではなくて、割く余裕がないものですから、自分の館とそれから全体を見るところの完全にダブルワークを行ってもらっている。そういう意味では国立文化財機構もほとんど同じでございまして、東京国立博物館が自分のところの事務と全体の事務をやっているということで、もう手いっぱいになっている。ですから、これをくっつけた場合には3層構造になって仕事だけが増えて、それをこなすことも現状では非常に難しいとしか予想できないということが言えます。

しかも、文化庁としては、例えば次世代を育てる、それから芸術家をつくる、文化財を守る、そして、国際社会へ日本文化を広めていくというような大きな柱がございましてけれども、やはりつくるといようなことはこの国立美術館に中心になってやってもらいたいし、それから、守るといことはこの国立文化財機構にやってもらいたいといようなことで、むしろ文化というものがより多様になって、そして、非常に重要な要素になっている中で、それぞれの特質をより発揮できるような組織として運営できれば将来的によりいいのではないかとこのように考えております。

以上です。

○文部科学省 続きまして、国立科学博物館につきまして、科学博物館の様式6とあわせましてこの補足説明資料、横長の資料をご覧頂きたいと思えます。

まず、補足説明資料の1ページをご覧頂きたいと思えます。

科学博物館は明治10年に創立されておまして、我が国でも最も歴史の長い博物館の一つでございまして。そして、上野の本館のほか、筑波と港区に施設がございまして。筑波地区では研究部門が調査研究を行っていたり、標本資料の収集・保管を行っております。

また、港区は附属自然教育園、これは元々、皇室御料地でございましたけれども、昭和37年から科学博物館の附属となっております。

続いて2ページをご覧頂きたいと思えます。

科学博物館のミッション、調査研究、標本資料の収集・保管、展示・学習支援活動、この3つの活動を展開しているわけですが、フィールドワーク等により調査研究を行って、関連する動植物や化石等の資料を収集・保管し、それらの成果やコレクションを展示・学習支援活動を通じて社会に還元するという、有機的に連携した業務を行っているところでございます。

続いて、3ページをご覧頂きたいと思います。

調査研究、これは右に研究組織となっておりますけれども、常勤で61名の研究者が部門別におります。この研究者の研究成果を展示に反映するという事になっているわけですが、例えば研究テーマとしましては、日本全体のさまざまな課題に対応したテーマを設定しておりますけれども、例えば2つ目の○の3つ目のところにありますように、皇居の生物相調査、これは都内でほぼ全滅状態にあると考えられる種類が生存していることを確認するなどの成果を上げたりしておりますし、また、大学院生、ポスドクの指導などの後継者育成の取り組みも行っているところでございます。

続きまして、4ページでございます。

これは、標本資料の収集・保管状況でございますけれども、これは我が国最大のコレクションとなっております。414万点ほどでございます。ただ、これは欧米先進国の自然史系博物館に比べますとまだまだ圧倒的に少ないという状況でございます。

それから、5ページでございます。

「展示・学習支援」でございますが、常設展示と同時に最近ですと深海底などの特別展、企画展を行うほか、子供たちの学習支援活動も実施をしておりますし、また、全国各地の地域の博物館との連携事業も行っておりまして、例えば震災後は標本レスキュー活動や被災地域の博物館への協力の活動も行っているところでございます。

それから、6ページをご覧頂きたいと思います。

入館者数の推移でございますけれども、平成24年度に初めて200万人を突破しております。国民の関心に対応した魅力ある特別展を行うほか、常設展につきましてもさまざまな工夫を行っておりますので、見学者が増加をしております。

最後ですが、様式6にもございますし、また補足資料の7ページをご覧頂きたいと思っておりますけれども、予算人件費が削減される中で、先ほど国立美術館、博物館についての説明にもございましたように、制度の運用について改善を図って頂きたいという課題がありますけれども、同時に国民の科学リテラシーを高める上でも、このミッションをしっかりと果たしていく必要があると考えておりますので、国民の関心を的確に捉えて、より魅力ある展示の工夫などのサービスの向上を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○座長 御説明ありがとうございました。それでは、委員の皆様より御質問、御意見等をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員 御説明ありがとうございます。

文化のとても大事なお役目だと思うのですが、まず組織について伺わなければいけないのは、平成24年1月20日の閣議決定の基本方針におきましては、国立美術館、国立文化財機構、日本芸術文化振興会の3法人については、統合して文化振興型の成果目標達成法人となるという話になって一旦閣議決定がされたわけでございます。

そのときには3法人とも、また文科省もそのようなことだという御了解だったと思うのですが、今のお話ではシナジーが見出せないといいますが、そういう御説明がございしますが、一度閣議決定においてこれは一緒になってもできるという判断がなされたもののはずなのですが、もう1年少し経ちましたが、全くできないという話なのか、できないということではないのかもしれませんが、余りシナジーが見出せないという説明かもしれませんが、いずれにせよ、その以前の閣議決定のときの状況と何が変わられたのかというのが、一応政府としての判断だったと思うので、まず伺わせて頂けませんか。

○文部科学省 おっしゃるとおり、民主党政権のときにそういう決定がなされました。そのとき私どもも、その前の仕分けのときに四百幾つの仕分け対象があった中で、ちょっと覚えています、私どもともう一つ厚労省の2つだけがより業務拡大しろということでお墨つきを頂いたのです。ただし、予算は増やせない。そういう一次であって、それで二次では統合しなさいと言われて、その後、その3つの法人で勉強会を作りました。どういうふうにしていけばシナジー効果が出せるのかとか、どういう組織にすればより統合性のあるものか。その勉強会の中でかなり具体的に詰めたら、くつつくよりも、くつつかないほうがよりいいということがより明らかになってきました。

しかし、それは途中からどうも統合ということ自体が宙に浮いた状況になってきたということで、勉強会を1年間ぐらいで終わらせていますけれども、そうしたら、数カ月後に選挙があり、そして、今年の1月に凍結ということになったわけでございます。

○日本芸術文化振興会 大変僭越ですが、今の委員のお話を伺っていてあるいは私の理解、認識が違っているのかもしれませんが、いわゆる3法人側あるいは文化庁が、民主党政権下のあのときの正式な名前はワーキンググループだったか何だったよく覚えていませんけれども、とにかく先生方のようなお立場の別の方々の前でそれを了解したということはないように私は理解しています。閣議決定だからそれはやるのだなということで、具体的な統合の作業をやらなければならないから、3法人の筆頭理事の人たちが集まって、どんなふうに具体的に進めようかという相談を回を重ねて行ったというのが私の理解、認識ですが、もし違っていたら御訂正ください。

○事務局 そちら辺は、文化庁にずっとお勤めの方がよくおわかりなのではないですか。

○委員 それぞれの法人さんのところでいろいろなお考えがあって、必ずしも本意ではなかったとかあるかもしれませんが、これは政府としての閣議決定だったので、一旦は決意されたことは間違いなことだと思うのですが、いろいろシナジーがないという御説明がございましたが、当然文化庁の任務である文化の振興、その文化の振興自身の目的は当然

のことながら3法人とも共通していらっしやる。

その上で、例えば説明資料にはクールジャパンの推進などの言及がございませんが、クールジャパンの推進のためには、より強い文化振興のために法人統合の再検討もあり得るのではないか、再検討といたしますか、一旦は決意されたものである以上、そういうこともあり得ると思いますし、間接部門の効率化についても、もう十分おやりになっていらっしやるという話かもしれませんが、やはり観客を入れて見せるという部分はございますので、そのところの広報業務とか管理業務とか、統合によっての効率的・効果的な業務改善の余地が全くないかという、常識的に考えると全くないということはある得ないと思うのです。他の委員もいかがでしょうか。

○委員 では、ちょっといいですか。

○座長 どうぞ。

○委員 今日のお話で私が一番逆に感心したというのは、もちろん日本の国立の美術館、博物館、それぞれ頑張っているというのは国際比較をしても明らかで、これは私もイタリアとかフランスを専門にやっていますのでわかるのですが、逆に冒頭で文部科学省がお話になった館としては、例えば国立美術館では5館あるけれども、実際には一つ一つの顔で頑張っているというお話がございましたので、そのことを考えると、その傘になっているところが、例えばマネジメント機能とか総務、経理、その他のいろいろ組織を動かしていくというところを担っているというふうに考えると、博物館は今回は別ですけども、多くの団体がこの国立文化財機構と一緒にあってそこを任せて、逆にそれぞれ美術館の本当のミッションである部分については、それぞれがもっと独立して頑張るということを考えると、5つあるいはその国立文化財機構であれば統合してその部分を逆に一緒にすることのほうが、私はシナジー効果があるのかなと思ひまして、今日の前半のお話と後半と、ちょっとだんだんとベクトルがずれてきてしまっているかなという感じがするのですが、伺ったお話を統合すると、逆にそれこそそれぞれが頑張っていくためにも、そうでない組織運営上の問題点を統合させて、そこは一部のプロにやってもらって、学芸員の方やそれぞれ専門の方は、その専門分野を頑張るということだとむしろシナジー効果はあるのではないかなと思っております。

海外でも今文化への投資というのは、どうしても不況下あるいは今みたいなども緊縮財政をやっていると一番先に削られる部分なのはよく承知していますが、そういう意味では逆に限られた資源をより有効に使うということを考えると、今でもかなりきつところをこれだけ頑張っているのであれば、さらに頑張るためには合理化できるところは合理化したほうが逆に収集物の問題であるとか、それ以外の研究部門にもっと力が入るのではないかなと私は思ひまして、もちろん皆様方がやっていたら一つ一つのことはすごく頑張っていると思いますし、非常にレベルの高いもの、見せる工夫とかで一般の方によく見て頂くという努力もされているのはわかるからこそ、逆に組織面の合理化を進めることが、かえってそうでない専門性の高い部分に特化して頑張って頂けるのではないかな



というふうに思いますので、そのところは逆にプラスな面をいかに使うかというふうにちょっと考えて頂ければ、逆に今の組織を守ることのほうがかえって無駄な努力をそれぞれで頑張らなければいけないということになるのではないかなと思います。

海外のことをちょっと研究しているので、その点から言ってもやはり日本は規模が小さい割に非常に頑張っているのは事実でございます、逆にそれぞれの職員数を見ていると本当に小さいわけですね。そうすると、この小さいところで無理に頑張っているよりは一緒になったほうが、例えば、同じような経理の仕事とか組織運営を回す仕事をされている方がほかの仕事もできるということになれば、例えばそれまで3人必要だったところが2人であるいは3人の方がもっと強化したことをすれば、逆に学芸員の方がもしかすると増えるかもしれない。もうちょっと何かポジティブに考えられるのではないかと思いますので、ぜひちょっとその辺は検討して頂きたいと思います。済みません、長くなりました。○文部科学省 まず、24年に1回閣議決定したではないかというのは、いろいろ縷縷こちらから申し述べましたけれども、私は当時文化庁におりませんけれども、しかし、経緯をぎりぎりのところで私、文化庁に来たのですけれども、流れから言うと、まずとにかく全体の数を例えば2分の1にするとか、端的に言って数合わせの議論が先にありきだったというふうにそこは受け継いでおります。

ただ、その中でもとにかく数を合わせろということで、文化というふうにくくれるのではないかというので、最後のいろいろ折衝の政治的な話については申し上げるのは控えさせていただきますけれども、その中で、では、制度的にどうできるかというので、先ほどのいろいろ勉強をしてみたら、やはり机上で考えたものと、実際にどういう組織立てが必要かということをやってみたら、なかなか幾つかの階層ができてしまって、かえって非効率になるなという結論に達したということでございます。

それで、結局一つ一つのその施設の顔が見えなければきっちりした国際交流とか展示ができないということがあるわけですけれども、だったら一施設一法人でいくのが最も機動的かもしれないわけです。ですから、我々、多分その施設というか各現場の美術館とか博物館、研究所が強くなるということを考えると、一つ一つがもっと本当は大きくなって、一つ一つで法人格を持てるぐらい、つまり、とある文化産業をやっておられる会社は割と全部分社化して、全部が法人格を持って最終的な意思決定までが一つ一つできるように、やや似たような出版部門とかいろいろなことをやっても、わざと分けて機動的な意思決定ができるようにしているというところもあるというふうに承知をしておりますけれども、そういうふうに全部が法人格を持つというやり方もあるのかもしれないとは思いますが。

それとさっきおっしゃっていた全部一つにしたらどうというのものもあるかもしれないのですけれども、もともとその独法化を平成13年にしましたときに類似というか、専門的なバックグラウンドがあり類似のところが集まることで、その機能的な動き方ができるだろうと。それから、余りに大きくなりますと、今度は機動的な意思決定ができなくなる。専門的なバックグラウンドが共通しているところで一つのグループを形成していくことになり

ますので、またその上に全体本部ができるというのは、必ずしも機動的な経営にならないというふうに考える次第でございます。

まずはそういうことかと思えます。

○文部科学省 それともう一つ、よろしいですか。

○座長 どうぞ。

○文部科学省 つけ加えさせて頂きますなら、今のこの独法が平成13年からなりまして、その人員とか予算がかなり削られてきて、それぞれの単位が博物館や美術館がある意味でシビルミニマムみたいになってしまっているのですね。最低限の職員と最低限の数の学芸員が一致になって、それでそれぞれのセクションの活動を守っている状況になっているのです。

ですから、そういう単位を幾らたくさん集めても、どこにもそれぞれの活動をやらなくてはいけないし、だから、そこから何かをはがすということあるいは交通費を共通にするという、そういうことはもう本部で既にやっておりますし、だから、どこもシナジーが出てこない状況になっているというのが現状だと思います。

○座長 どうぞ。

○委員 いろいろな独法さんのお話を聞いているとそういう御説明をよく聞くのですけれども、例えば、今おっしゃったのは現場の各美術館、各博物館のレベルでミニマムでやられていて、もうこれ以上それぞれの館で削減余地がないというのは、それ自体は多分そのとおりなのだろうなとお聞きしていましたが、ただ、その今入っている箱にも幾つか館が入っていて、その箱を大きくするという議論の中で、箱を大きくすると直ちに何か問題が生じるという議論を統合によるデメリットが大きいというのがこの説明資料の7ページにあるのですけれども、例えばこの議論の前提には法人の長が全てを統括して全てを意思決定するようなニュアンスで書かれているのですが、恐らくは私は今の独法の中にもいろいろな美術館の中での裁量、館長は別々にいらっしゃるというお話もお聞きしましたし、それぞれの館でやっていることというのは恐らく相当程度あるのではないかと考えていて、その上の理事長がある意味、一人で勝手に決めることというのは、幾つかはあるのだろうけれども、それが独法業務の全部を占めるというふうにはちょっと考えにくいのですね。ですから、論理の飛躍があるような気がしてまして、例えば文部科学省さん一つとっても、もとの文部省さんと科学技術庁が一緒になって文科省になって、それで全然ある意味業務が違うといえは違うかもしれないところが一緒になって、では統括することが極めて困難となっているかということ、そうではないわけですよね。

ですから、その業務自体がないから直ちに統括が困難になるということは恐らく論理命題としては余り成り立たないのだろうと思っております、法人レベルでの経理、決算というのは、恐らく館の運営の問題と法人レベルでの経営支配の問題と、多分本当は2つのレベルがあって、法人レベルのものはやはりある程度の合理化の余地があるのではないかと、いうふうには思っていて、我々は今回の統合の議論で、だから予算を減らせとかという議

論をしているつもりでもなくて、むしろ他の委員の先生方もおっしゃっていますけれども、そこで例えば経理の仕事を4人でやっているのだとすると、それを3人でできるかもしれないと。そうすると1人分同じ予算枠でも学芸員を1人追加できるかもしれないと、むしろ現場力を強化したほうがいいのではないかという、そちらの方向で考えておきまして、何も皆一緒にして全部予算も人員も少なくするというを目的とした議論だと受けとめられると、それはちょっと誤解というか、我々の思いとは違うところがございます、こちらも別に最初から統合ありきというわけでもなければ、ただ、逆に言えば、皆さん方も最初から統合なし、ありきという議論をされてもちょっとかみ合わないのかなというのが率直な思いをしております。

○座長 どうぞ。

○国立文化財機構 国立文化財機構です。

私自身は、いわゆる現場の出身でございますので、現場から実際どういうことなのかということを偽らざるところをちょっと簡単にお話申し上げたいと思うのですが、いわゆる美術館と博物館というのは、実は卑近な例で非常に恐縮なのですが、一番の違いをどういうふうに説明申し上げたらいいのかなというふうに考えましたときに、これは病院と学校とを統合するようなそういう形になるのではないかと思ったわけです。

と申しますのは、やはり博物館などで扱っておりますものというのは、まさに100歳、200歳、1,000歳になるような超老人を扱っているわけですし、そこではやはり病棟も必要だし、手術室も必要。

ところが、学校のほうは10歳、20歳、若い人たちの活動というものを支援していかなければいけない。そこでは医師が必要だということではなくて、やはり教員が必要であると。病院のほうはお医者さんあるいは看護師が必要だけれども、教師というものが要というわけではない。しかも、例えば学校であれば、1人分の土壌があつて大いに学生たちが活動している。そういう本質的にやはり違ったところが実感なわけです。

それを一つにまとめるということ自体が、私自身は現場の者として非常に違和感を覚えるということが一つ。それから、やはり文化というものの仕事をしておきますと、丁寧に対応していかなければいけない。つまり、人間が実際の目で、それから手や心がきちんと届くような対応をしていかなければいけないとなりますと、規模が余り大きくなり過ぎるというのはやはりそれは逆行するのではないか。そういう丁寧な扱いに対して逆行するのではないかという思いも、現場の人間としては非常に強く感じております。

○文部科学省 現実に平成19年に文化財機構というのは、文化財研究所グループをやっていた法人と、博物館をやっていた法人が統合したわけです。そのときに、やはり施設からとも設置母体というのがあつて施設が生まれたわけではなくて、施設が先にあつて、そこから人をはがして設置母体をつくるということに、もともと独法化したときからそういう形になったわけですが、その統合するについても、それぞれの博物館とか研究所から本部要員をはがしてきてつくったということがあつて、結局は業務が何か共通化

するにしても、やはりその法人として必要な統合後の業務をやらなければいけないのでその人を供出しなければいけなかった。

それが、例えば評価の軸も調査研究をやっているところと収蔵・展示をやっているところと違いますので、評価も結局は両方の違う専門分野の人たちのそれぞれ委員会をつくって、それを合わせる総会が必要になるとか、決算もそれぞれの現場の数が多くなりますと、それをまとめるときにまた手間暇がかかるというので、その規模が大きいからメリットがあるというのはなかなか、実はその現場感覚としては違うというところがあるのだと思います。適正な規模というのが的確なのだろうというふうに感じます。

○座長 よろしいですか。ちょっと意見が、こちらのお話しさせて頂いている部分とお答えとが本質的にかみ合っていない部分があるかと思います。

それで、違いがあるということはもう十分にこちらもわかっていて、その違いを統一的に業務運営して頂きたいというようなことではなく、それは皆様方の業務運営上の一番いいという形で運営して頂くということを継続して行って頂くということが大前提で、組織構造ももし今のままでよければ今のままのほうがよろしい。意思決定の仕方も今のままがよければ今のままがいい、別にそれに不都合があると言っているわけではなく、ただ、法人格が分かれていなければ、どうしても不都合があるかという点について、こちらの委員は申し上げているということでございまして、先ほど階層ができるとおっしゃったのですが、なぜ階層ができるか、それは前提として意思決定を多重構造にするという前提が置かれれば階層はできますけれども、権限移譲などが明確に行われればそんなに階層ができるわけではないので、物の決め方のルールを皆様方が考えて効率よくして頂ければいいということがこちらのスタンスで、その人材をできれば本業の方にお一人でも回して頂ければ、そのほうがパフォーマンスが上がっていくのではないのでしょうかということが我々が思っている部分で、その辺少し同じ土俵でできたらお話しをさせて頂いて、最低でもデメリットになるということではなく、万が一シナジーがもうほとんどないかもしれないけれども、悪いことにはならないのではないかと私どもは思って、一番小さな話からすれば業務実績報告書が1冊で済むだけでも、それにかかわる方が多少労務が減るのではないかという、そんなところから少しでも、今回の独法改革は、独法がせっかく御苦労されてパフォーマンスが上がる方向で議論をしたいというところで始めておりますので、できればそこに関しては御本省も御理解頂いて、前向きに何とか考えて頂けないかというのが多分こちらの意見の総意ではないかと思うのです。

○文部科学省 私、8年ちょっと現場におりまして、まず独法化したときに、最初は4館ですけれども、それが一つの法人になったときに、やはり緩やかな統合しかないだろうということで、それぞれの館の特徴をそのまま生かして、それでやっていこうということになって、しかし、できるだけ今おっしゃったような効率的なものを生み出していこうということは検討してまいりました。それで例えば、東京国立近代美術館などでは、民間競争を入れて、それでなるべく業務を効率化して、それで少しは予算もあるいは人員も生かせ

ないかというような工夫をいろいろやってまいりました。

その中でそういう工夫をやるのですが、一方では人件費も削られ、運営交付金も削られていくという中で、工夫を実現することがもう限界まで来ている状況が今だと思うのです。しかし、そうであってもそれぞれ国立西洋美術館は欧米とのつき合いをきちんとやっていたかなくてはいけない。それから、東京国立近代美術館は、特に日本画とか明治以降の画壇をきちんと把握していかなくてはいけない。それから、京都は京都画壇とか工芸をきちんとやっていたかなければ。それぞれミッションがあって、それを運営するためのミニマムな、先ほども申し上げたような事務と学芸調査というものが一体化して、それぞれのセクションが成り立っている。その特徴を今後も続けていかなくてはいけないし、それから、今後はもっともっと中国や韓国もいろいろな意味で美術方面に力を入れてきていますから、我々もそれに対抗というとおかしいですけども、乗りおくれないようにしていかなくてはならない。そうすると、もう現有のものをどう把握して、そして、それをどう効率化するかということが一番効率的なことで、新たな組織とか何とかということをとっても考えられない状況だと思います。

○委員 むしろ非常に効率的になさって、それぞれの今、分かれている法人の中で限界までやってくださっていて、もうこれ以上はというところまで来ているということであれば、逆に、私ども何度も言うておりますが、もう一步統合することによって、どこでも共通のものを抜き出した形での、もう限界まで来ているのであればもう一步さらなる効率化というのがあり得るのではないかと思うのです。日本芸術文化振興会の方は国立美術館、国立文化財機構とは、より違うという感覚をお持ちですか。

○日本芸術文化振興会 私、発言させて頂いてよろしゅうございましょうか。

○座長 はい。

○日本芸術文化振興会 日本芸術文化振興会です。

多分、私だけがここで唯一民間の、4年前までは民間会社の役員をやっております、いささか民間のいわゆる企業社会の経験をしておるわけですが、大変僭越ながら、今日の今のお話を伺ってまして、座長おっしゃいましたように、ちょっと議論がかみ合っていない、別のことを議論している感じもあるので、ちょっと僭越ながらその辺を整理させて頂きますと、組織の統合の問題と、それから先ほど委員がおっしゃったシステム業務とかあるいは事務作業的なものとか、事務用品の共同購入とか、そういういわば事務的なものを分離し統合するというのは別の問題だと思うのです。

私の知っているところでは、そういう委員の御指摘のようなものはかなり民間でも行われておまして、実際、私も自分が昔いた会社でそういう経験をしているわけですけども、持ち株会社になりまして、それでそれぞれの会社のそういう作業を分離して、一般的にいわれるシェアードサービスカンパニーみたいなものをつくって、そこはまとめたという例はございます。

私は、これはあり得ると思います。ただ、それをやるためには相当実務的なスタディが

必要でございまして、例えば、わざわざ高い金を払ってポストンコンサルティングやらマッキンゼーに頼んで組織スタディまでやって、その上でやるかやらないかを決めるというぐらい、かなり実務的に突っ込んだ作業をしないと私は結論が出ないと思うのです。

ですから、この会議室での言うならばコンセプチュアル（概念的）な議論の段階では可能性はあり得る話だと私も認識しております。ただ、会議室の言うならば概念的な議論のやりとりだけで意思決定をするというような問題ではなかろう。かなり突っ込んだ現場の組織、人員、それから、作業内容まであれしてみても、相当実務的な言うならば泥臭い作業をやった上でないと、シェアードサービスカンパニー的なものも行うのはなかなかリスクがあるかもしれない、やってみたけれども、結局、概念的な話にすぎなかったということになりかねないです。

文化庁関係の方々大勢いらっしゃるので、私のような外野席出身の者が言うのも大変僭越なのですけれども、例えば今、文化審議会というのがあるわけです。これはもともと、例えば国語審議会とか何か知的財産に関する審議会とか、いろいろなものが5つぐらいあったのをまとめたわけです。そうすると、審議会としては1つになって、いかにもものすごい合理化されたような印象をマスコミ的には与えるのですけれども、一般大衆、選挙民もそうなのです。だからおやりになったと思うのですが、ところが実際は全然違うタスクのものを統合したものですから、そんなことをやらなくてもいいと言えばそれまでかもしれません。年2回ぐらい総会をやることによって、関係のない人たちまで全部集めて、関係のない資料をたくさん印刷して配って、とにかくやるというようなことをやっているようございまして、それから、例えば先ほど文科省、非常によかったのではないかというお話がございましたが、しかし、文科省にしても私が外野席から見る限りでは、厚生労働省にしても国土交通省にしても、いろいろなファンクションを一人の大臣のもとにまとめて、それが本当の合理化かという、ちょっと私は疑わしいと思います。

つまり、対外的な顔というのがあるわけございまして、やはり大臣たるものが、自分の所管事項については、かなり実務的に、単なるメモを見てあれするというのではなくて、その本当に意思決定ができるかのいわゆるグリッパといいますか、掌握をしなければならぬ。それが果たして巨大官庁で、大変僭越ながらできているのかどうかということをお問いたださなければならぬと思うのです。

それで、例えばこの文化法人の統合にしましても、やはり一人の理事長のスパン・オブ・コントロールは言うまでもなく、普通は管理可能な部下の数みたいなことを言うわけございしますが、仕事のスパンですね。それをよくよくお考え頂く必要があるのではなかろうかと思えます。対外的に理事長として発言しなければならないものを理事長代理とか官庁レベルで発言させる、その権限の委譲をしてさせるというのは理念的にはそれはそうかもしれませんが、対外的な関係だとかいろいろなことを考えますと、難しい。私が決して理事長のポストが欲しいとか椅子を守りたいというけちな根性で申し上げているわけでは決してございせんけれども、もともとそういう御要請があったときに、私はびっくりした

のですから、最初はとても自信がないということで、三度ぐらい御遠慮したのです。

いずれにしましても、そういうスパン・オブ・コントロール的な観念から相当突っ込んで御議論を頂く必要があるのではなかろうかと。

ですから、結論的に言いますと、私は相当異質なものを一人の理事長が全て掌握して、一つの法人として一つの組織に統合するというのは、かなりこれは慎重に検討する必要があるのではなかろうか。ただ、委員がおっしゃったシェアードサービスカンパニー的なものは、文化3法人だけではなくて、もっと政府の機関全部について、大体、各省庁だってそういうことがあるいはできるかもしれません。ただ、それはくどいようですけれども、コンセプチュアルな議論だけではなくて、相当実務的に突っ込んで意思決定をなさる必要があるのではなかろうかと考えております。

大変くどく申し上げて、失礼しました。

○座長 どうもありがとうございました。

今、おっしゃられたように、私ども多分ほとんど同意だと思います。コンセプチュアルなだけ話をすることではなくて、もちろん具体的に効果が上がることを検討してみたいということで、この場でものを決めるというつもりでもございません。ただ、基本的にそれは最初からやりようがないのだというお話の部分と、私どもが何か御検討の余地はないだろうかとということを語り合っている部分でございますので、今、おっしゃって頂いたような整理で、何もここで何か全て決めようなんていうことでは多分委員もございませんし、そんな権限もございませんので、ぜひそういうことを前向きに。

これは一番もちろんどなたか第三者の専門家に見て頂くのも大切ですが、御自身たちがそれについて、多少なりとも前に考えを出して頂いて検討頂くというのが一番いいのではないかと思います。委員には怒られてしまいますけれども、コンサルタントがやることというのは大体、皆様方からの御意見を頂いて、それを整理するということが一番の手法でございますので、まず御本人たちがやはり何らかの方法論がないだろうかという意識を持って頂くということもすごく大きなテーマではないかと思いますので。

○日本芸術文化振興会 くどいようですが、それは法人統合の問題とはちょっと違うのですね。

○座長 いや、もちろんです。

○日本芸術文化振興会 次元の違うお話です。

○座長 それも含めましてお考えを頂けるということは、事務局も今後検討していくということではないかと思います。

○文部科学省 一つだけ付言させて頂きますと、御指摘がありました共通業務的なものの合理化ができないかといったことについて、皆が法人の殻の中に閉じこもっていることではなくて、むしろ今、幾つかの試みがされてきています。例えば、上野という地区に法人の枠を超えて研究所があったり、美術館があったり、博物館があったりあるいは東京都の施設があったりいたします。そういうところで何か共通に広報ができないかある

いは国立同士であれば共同調達のようないことができないかということの試みが既に始まっている部分もございますし、例えば六本木地区とか京都とか、これは法人が違いますけれども、京都ですと国立の博物館も美術館もあるし、京都府立の施設もあり、京都市立の施設もございますが、そういうところでやはり共通の広報なり、共通な教育パスをつくるどうか、そうした試みは既に始まっていますし、もっと広げられるのではないかと存じます。

必ずしも設置形態にこだわった話ではないのかもしれないと存じます。

○座長 どうぞ。

○委員 そのような形で、地域が近畿地区とかそれぞれ法人にまたがって地域に分けて集中的にできるのではないかと、共同して業務を行うということをおっしゃるので、それを進めて頂けるというのはとても大事なことだと思っておりますが、先ほど、芸文振（日本芸術文化振興会）のことでお伺いしたのは、閣議決定は3法人統合でしたけれども、例えば、3法人の中で少なくとも芸文振の場合は大分舞台芸術とかで違う。そうであると、国立美術館と国立文化財機構、先ほど病院と学校で違うという例えのお話ございましたけれども、確かに非常にコンセプトも違うというのはよくわかりますが、その違いというのは、皆当然違うわけですね。いろいろほかの法人も違うものが統合されているのですが、違うというのは結構相対的な話です。多分、違うとおっしゃるのはよくわかりますが、それは国民の側から見ると、美術品と文化財を収集、保存して展示したりしてということをやっていると見えるのです。もちろん違うのですが、その違いというのは、例えばほかのすでに統合した法人の違いに比べれば、国民的に見れば似ているように見えるわけですね。

そう考えると先ほど広報と申しましたが、見にいच्छるお客さまは結構共通する層かもしれない。美術館に行き、そして博物館に行って、見たいと思う。そうであれば、マーケティングなども共通で行えば、より効果的ではないかと、常識的にはそういう発想になるわけでございますので、そうすると違いをもちろん踏まえた上で、2つの法人が統合することは十分あり得る話ではないかと私どもは思うのです。先ほど3法人と申しましたが、例えば3法人が無理でも2法人という可能性もあり得る。

○座長 ですから、基本的にその本業にかかわる部分とそれ以外の部分というのはもちろん違う議論の中で、それ以外の管理業務について方法論がないかという話は一つ先ほどおっしゃって頂きました。

それから、本業にかかわる部分に関する多少シナジーとスパン・オブ・コントロールを超えてしまうという御議論というのはまたゆっくりしていく部分はあるかという感じはしているところでございます。その中で芸文振は少し美術館と文化財機構とはちょっと本業にかかわる部分について、多少素人的に見て違いがおありになるかなみたいなことは、多分、感じさせて頂いています。

○日本芸術文化振興会 ちょっといわば今の2法人と違うわけでございます。第三者的な目から、今の博物館と美術館についてちょっと申し上げてよろしゅうございましょうか。大分時間も経っているので手短にやりますけれども、私も委員がおっしゃるように、ビジ



ネスモデル的には非常に似ているのですね。それで、最初はそう思っていたのです。ところが、いろいろこの過程で少し勉強してみますと、先ほどもお話が出ているかもしれませんが、学芸員という資格でもまるで分野が違って、それは互換性が全然ないですね。ですから、そういう点で業務形式は似ているけれども、内容がまるで違うというところがあるかと思いますが。

○座長 ありがとうございます。

○事務局 お時間も過ぎているようですので、今、美術館と文化財機構という2法人に絞られたところで、その2法人統合についての総論ではなくて、具体論でのお考えとかあるいはフィージビリティとか、あるいは投資用コストとしてどれだけかかるかとか、確かに絞っても水も出ないよということをおっしゃっておられるということは、くっつけようとする、かえって投資用コストがかかるというそういう御主張になるのだと思うのですけれども、それと長期的な効果はないのかというお話です。

それから、私はこの7ページを見ていて、この「統合によるデメリットが大きい」というところの1項目目と2項目目は違うことを言っていて、2項目目はコストのお話なのだと理解しています。1項目目のほうは、先ほどお話がありましたスパン・オブ・コントロール、コントロールがどれだけ及ぶかどうかという話で、こちらについても、3法人だったらちょっと無理かもしれないですけれども、2法人だったら及び得るのかとか、そういうお話もあろうかと思いますが、2法人ということでもう少し具体的な御検討を、課題としてお持ち帰り頂くということで。

○文部科学省 それはとにかく要員も出せないというかなりの現場の疲弊の状況を申し上げて、その統合して何が本当にメリットだと具体的にお考えなのかということは、先ほども業務の合理化というその1点に尽きるのをございましょうか。

○事務局 長期的なメリットがあるのではないかとこのところで、あとそれから、本当に両法人が一緒の法人格を持つことによって、シナジーはないのかというところをございます。

○座長 いろいろまだ御議論をさせて頂くべき点が多いと思うのですけれども、そろそろ時間をございますので、本来、運営に関する点も幾つかお話をお聞きしたいところもございましたけれども、これも今回のこの第一のヒアリングは組織についてということが一番大きなテーマとさせて置いておりますので、この辺でヒアリングを終わらせて頂きたいと思います。

あと事務局から。

○事務局 後でまた追ってお願いしたいと思いますが、自己収入の拡大というのは非常に重要なテーマになっておるところをございまして、その料金のところについて、料金政策、例えば、高齢者だと無料になっているとかいろいろなところがあります。そのあたりの考え方、そういったところを自己収入の拡大のために料金の見直しができないのかといったところについて、また御検討を願う次第とっております。

○座長 あと反対にそちらの経営努力による目的積立金の弾力化ということで、もう少し具体的に何が不都合かと、どうしたらより良くなるかということも本当はお聞きしたいところでもございましたけれども、この辺の運営に関するところは今のお話も含めて、また追加資料等をお願いするということもございますし、また場合によってはまたお聞きするという機会もお願いするかもしれませんけれども、よろしく願いいたします。

先ほど言われていたシェアードビジネスみたいなものは、本当に独法全体の問題として何かいい方法論があって、その単位みたいなものというのは多分事務局も含め私ども全く考えていない部分ではなくて、先ほど省単位でのようなお話というのは、当然、チャレンジするテーマとしてはあるのではないかなという気もしておりますので、今回この統合という話と絡めたので、少し錯綜してしまいましたけれども、そういったことも含めまして幅広く御検討頂ければということでございます。

以上でございますので。

○国立文化財機構 一言だけ。自己収入の件ですけれども、料金値上げというよりは、やはり入場者数を上げるということでの自己収入を上げるということが我々本来の務めだと思っておりますので、そういうことでちょっと一言だけ。

○事務局 ただ、料金もいろいろな類似施設で随分ばらつきがあるようですから、料金が不磨の大典みたいに絶対変わらないということではないと思っているのです。

○座長 あと、社会政策的な料金のつけ方という、高齢者がいいのか何がいいのかというような、そんなこともあると思います。またその点はよろしく願いいたします。

それでは、長時間にわたり予定の時間よりも超過してしまって、申し訳ございません。

これをもちまして、国立美術館、国立文化財機構、日本芸術文化振興会、国立科学博物館のヒアリングを終わりたいと思います。文部科学省及び法人の皆様におかれましては、御対応ありがとうございました。今、申し上げたように必要に応じて追加資料をまたヒアリングを行わせて頂くこともあるかもしれませんので、またその節にはよろしく御対応のほど、お願いいたします。

どうも本当に長時間にわたり、ありがとうございました。

(文部科学省、国立美術館・国立文化財機構・日本芸術文化振興会・  
国立科学博物館 退室)

○座長 続きまして、日本スポーツ振興センターからヒアリングを行います。所管府省、法人の方に入室して頂きますので、しばらくお待ちください。

(文部科学省、日本スポーツ振興センター 入室)

○座長 本日は、お忙しいところを文部科学省、日本スポーツ振興センターの皆様、おいで頂きありがとうございます。

ただいまよりヒアリングを始めさせていただきます。冒頭5分以内で主務省から御説明を頂いた後、15分程度の質疑応答を行わせて頂きます。なお、説明は法人シート様式6の2の「個別法人の組織のあり方について」に記載された内容を簡潔に御説明して頂ければ結

構でございます。時間も限られておりますので、業務説明等は割愛して頂いて結構でございますので、よろしく願いいたします。5分ということで、非常に短くて恐縮でございますが、よろしく願いいたします。

○文部科学省 文部科学省でございます。お願いします。

それでは、お手元に3種類の資料があろうかと思えますけれども、今、法人シートでというお話がございましたけれども、5分で必ず終わりますので、基本的にこの補足説明資料を。

○座長 個別法人の組織の在り方のところを少し中心にという意味でございますので。

○文部科学省 承知しました。では、補足説明資料を中心に御説明申し上げたいと思います。

横長の数枚ものですが、まず、めくって頂いて、これは御案内の委員の方も本当に多いとは思いますが、ざっとどんな法人かということだけお話ししたいと思います。

まず、法人の沿革なのですけれども、そこにございますとおり、昭和30年の学校給食会から始まりまして、国立競技場、日本学校安全会と30年代に3つ特殊法人ができて、それがさまざま変遷を経て、57年に日本学校健康会ということで、安全会と給食会が一緒になって、61年に競技場が一緒になって日本体育・学校健康センターになって、15年に今の独法のスポーツ振興センターという形で経緯があるということでございます。

2ページ「法人の目的・業務」でございます。業務の説明は不要ということでございましたけれども、簡単にちょっとどんなことだけ行っているか、少しおさらいも含めましてお話しを申し上げますと、スポーツ振興センター、日本で我が国唯一のスポーツに関する独法ということなのですけれども、大きな目標はそこにございます「国民の心身の健全な発達に寄与」ということでございます。そのための手段、中目標といいますか、「スポーツの振興」、「児童生徒等の健康の保持増進」といったものがございまして、具体の業務としまして、そこに5本ございます。「スポーツ施設の運營業務」から始まって5本ありますけれども、あえてつけ加えれば、一つはスポーツに関する活動が公正、適切に実施されるために必要な業務というのが、法律改正が今年ありまして、それも追加になってございます。公正性の担保業務みたいな形のもものが一つ追加になってございますので、それも含めれば6本ということになろうかと思います。

この法人、これからおそらく非常に役割が増えていくだろう、期待も大きいだろうと私も考えておりまして、その背景として一つはスポーツに関する立法とか政策が非常に最近、急激に整備されてきている。スポーツ立国戦略というものを22年8月につくりましたけれども、その次にスポーツ基本法が23年8月にできておりまして、24年3月に基本法に基づく基本計画もできております。それから、今、スポーツ庁という議論もありますけれども、そういった中でこのJSC（日本スポーツ振興センター）、この法人の果たす役割というのは、これから非常に伸びてくるだろう。

あとつけ加えますと、御案内のオリンピック招致というのが2020年。これも受け皿とし

ではここしかございません。さらに言いますと、障害者スポーツも厚労省さんから文科省に移管をされるということが方針として出ておりまして、おそらくその関係の業務もかなりの部分はこのセンターでやるという意味では、かなり役割としては増えてくるあるいは業務としても増えてくるということかと思えます。

もちろん、独法ですので業務は増える、法人が増えるということではなくて、効率的な運営との両立ということは当然でございますけれども、具体的にこれまでやってきた方策というのは、まさに法人シートの6のところに書いてございます。これは必要であればまた後で参照しますけれども、当然、業務の効率化ということは並行してやっていかないとはいけないと思っております。

あと、1分半でございますので、3ページをご覧くださいますと、5本柱のうちの1つ目が施設の運営業務ということで、国民の活動の場、見るスポーツを提供する。主な施設としてそこに挙げたようなものがございます。さらに一番下の競技場の改築、霞ヶ丘、これが今、大きな課題でございます。

それから、4ページが国際競技力向上のための研究・支援業務ということで、研究支援ということで、一つはJISS、国立スポーツ科学センターという施設がございます。それから、ナショナルトレーニングセンター、NTCという施設があります。この2つを中心に、そこがございますような研究支援業務をやっているということでございます。

それから、5ページが基金業務とスポーツ振興投票等業務、いわゆるTOTOですね。こういった財源を使いまして、スポーツ助成をやっているということでございます。この助成については、昨今不正受給等の問題がありましたから、そういった対応というのは当然これから考える。今ももちろんやっておりますけれども、不断に改善を考えていかないとはいえない事柄だろうと思っております。

それから、6ページが災害共済給付ということで、これは日本学校安全会時代から、昭和35年からずっとやっておるといもので、加入率が96%、給付状況がそこがございます213万件、185億という形で推移をしてございます。

最後が7ページで、調査研究ということで、これは今まで申し上げたような業務に付随して、さまざまな調査研究を行って、それをフィードバックして、活用しているということをやっております。

私のほうからは以上でございます。よろしく願いいたします。

○座長 御説明ありがとうございました。

それでは、これより委員より質問、また意見についてお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

では、委員、お願いします。

○委員 では、私からちょっと新聞ネタというか、そこで話題になっているものとして、振興基金の不正受給、不正使用という問題が昨今、全柔連とかスキー連盟とかいろいろなところで報道がされていて、おそらくその交付を受けている全柔連なりスキー連盟の問題

なのだろうとは思いながらも、例えば、お金を出している以上、その目的についてどうい  
うチェックをしているのかとか、監査みたいなことをしているのか、そういう不正使用の  
可能性があると仮定した場合にどういう対策を今とっている、ないしは今後こういう対策  
をとろうとしているという点があれば、御説明をまずお願いしたい。

○文部科学省 おっしゃったとおり、これは JSC の問題と受ける側、競技団体ですとか地  
方公共団体とかスポーツ団体、両方あると思うのですけれども、受ける側の立場に立つと、  
一つは競技団体というのは財政基盤が非常に弱いところがあるあるいは事務体制も弱いと  
ころがあるかと思えますけれども、それ以上に遵法精神、コンプライアンスが欠けてい  
たということは当然あるわけですが、一方で、では JSC の側はどうだったのかということ  
で、さまざまこれは私どもも反省を踏まえて検討いたしております、まず一つは体制の  
整備も 25 年、今年に入ってやっておりますが、専任の係、助成といいますか、不正チェッ  
クという意味での係を新設して、職員も増員、もちろんほかから回して増員したというこ  
ともございますし、あと、団体のほうに理解を高めてもらうということでは、リーフレッ  
ト、団体の心得みたいなものをつくって配布をしたり、あとこれは科研費とかでもやって  
おりますけれども、不正があった場合の受給の禁止の期間というものを長期化するという  
ことで、最長 5 年といった制度改正も今年度やっております。

それから、これはどのくらい効果があるかどうかあれですけれども、今年度から誓約書  
も出して頂くとかあるいは研修会なりをやるとか、監査室による二重チェック体制とか支  
払処理を原則銀行振込にするとか、いろいろ外部の方から御指摘なりを教え頂きまして、  
今、ざっと口頭で述べましたけれども、そういった事柄についてやれるところはやってい  
るというところでございます。

○委員 実態調査というのは年にどれぐらいやられているのでしょうか。

○文部科学省 例えば、くじ助成では、平成 24 年度実績で 114 件とかあるいは振興基金の  
関係ですと 26 件とか、そういった数字がございます。

○委員 この実態調査の件数がもっと交付先は多いのに対してそれで足りているかという  
問題もあろうかと思うのですが、先ほどの問題は、こちらのセンターの問題というよりは、  
それぞれの団体の問題もあるということで、まさに本当にそうだと思うのですが、このス  
ポーツ助成の非常に難しいところは、それぞれの競技団体が日本でほぼ 1 つだけであって、  
例えばスキー連盟とか柔道連盟とか 1 つしかないのですね。

いわゆる民間への助成という場合、普通もっといろいろ民間団体があって、それをどの  
ように選択していくかについて、いろいろ条件を決めて選んでいけばよいのですが、それ  
ぞれのスポーツごとにほぼ 1 つしか全国的団体がないという中で、例えば、ペナルティを  
科すといっても、そうするとそのスポーツをやっている選手はずっと助成金をもらえな  
くなることになるので、非常に難しいのです。他方でこれは公のお金、くじにしても、公  
金で国民が皆スポーツを愛して強くなってほしいという思いで公金で助成するものなので、  
そうすると、その団体のガバナンスというのを何とか育てていかないとどうしようもない

ですね。

このように、スポーツ団体助成の難しいところは、全国的団体が不正をすると、そのスポーツ全体に助成が行かなくなってしまうので、どういうやり方をすれば効果的か、もう少し根底からスポーツ団体のガバナンス強化を図っていかないと解決しないのではないかという感じもいたしますが、そのあたりはどうですか。

○文部科学省 本当に御指摘のとおりだと思うのです。そうやってしまうと、ではJSCは悪いところないのかという話がありますので、両方でやっていくのかなと思いますので、財政問題だけはなかなか私ども直接お金や人をスポーツ団体に出しますというわけにいかないのですけれども、まずはその意識を高めてもらうということはやっていければと思います。それから、ガバナンスも高めるということでは、来年度の概算要求でも、少しそこから辺のガバナンス強化に向けた取り組みについての事業も要求しておりますけれども、これはもうとにかくずっと言い続けて意識を変えてもらうということ。

○委員 一つ考えられるのは補助金を渡す条件に組織を整えてもらうということですね。それは唯一可能ではないでしょうか。そこのハードルを少し高めるとか、助成決定のところで強くチェックするとかしないと、後で不正が発覚してペナルティ何年とするのがなかなかきついと思うのですが。

○文部科学省 そうですね。おっしゃるとおりなので、この間、テコンドーの問題からこれが発端であったのですけれども、いわゆる負担会費目的の寄付、そういったことはとにかく困る、やめてくれという中で、まさにおっしゃったきちんと自分たちが払える、団体は4分の3助成ですから、払えるという前提のところに出しましょうという形は強化をしたということもございますけれども。

○座長 やはり組織ガバナンスで監事、監査機能のようなものをきちんと具備して頂くとか、そういったことも非常に重要なのではないかなという気がいたします。

○委員 私から別の問題で1点確認というか、お伺いしたいのですけれども、最近マスコミ的にも騒がれている新国立の問題で一応確認をさせて頂きたいのですが、槇先生とか非常に重鎮の方がいろいろ問題提起をされるようになってきて、問題も国民の中に広くシェアされてきているかと思うのですが、私の問題認識としてはもちろん規模もあるのですが、同時にザハ・ハディドさんの建築であるということでお聞きした記憶がございます。そのときはまだ決定していなかった時期だったので、決定したときにはという話だったのですが、東京五輪に決定いたしましたので、残りの時間と規模と、過去に彼女の建築が世界でどうだったのかということを検討すると、非常に厳しい日程だと思います。これはどう考えても、これから取り壊してこれからやるというのも厳しいし、それから、槇先生のような周辺の景観とか自然環境とか、終わった後施設をどうするのかという根本的な問題がございますので、今後どういうふうに対応されるのか。結構、この問題については専門家の意見も最近聞かれるようになってきた中で、実際に日程的に本当にできるのかどうかというフィージビリティスタディも含めてどうお考えかちょっとお聞かせ頂きたいと。

○文部科学省 まず、お尻なのですけれども、オリンピックの前年にラグビーのワールドカップがございますので、そうしますと完成、全面供与というのが2019年3月がマストなのです。なので、一応我々も当然ながら、工程表というのはつくってございまして、当然ながら、解体等も含めてそれに終わるというスケジュールで動いています。あと予算措置ということは当然伴うので、それは前提ということですが、工事はやはり3年から4年ということも言われていますし、そこをなるべく縮めるあるいはいろいろな手続とかありますから、そういったものをなるべく短縮するとかといったことで、おっしゃるとおりかなり厳しい日程なのは間違いないのですけれども、当然、2019年3月に向けてのスケジュールはつくってやっているということでございます。

あと、跡地利用につきましては、これは国立競技場に限らないのですけれども、ロンドンオリンピックもかなり参考にしながら、きちんとオリンピックの後もレガシーといえますか、残るものを皆に使ってもらえると。その際には適正な規模、きちんと有効に、効率的に使える規模に縮めるということも、それぞれの施設ごとにまだ考えてございまして、例えば国立競技場ですと、席は稼働席、動く席を使うとかあるいは屋根も開閉式というのを考えているのですけれども、そうすると文化イベントにも使えるとか、さまざまな使い方というのは施設ごとに考えてございまして、これは東京都さんも同じように、ここでいう話ではないかもしれませんが、適正な規模に縮めて、それぞれのさまざまなアリーナ等もそういった御計画は立てておられるというふうに聞いております。

○日本スポーツ振興センター センターでございます。

最後、私どものセンターのほうで、新国立競技場設置本部をつくって対応してきております。今年は特に基本設計をやるのですけれども、これまでフレーム設計ということで幾つか基本的な条件のところを詰めてございまして、大臣の発言にありましたように規模とか予算も含めて見直しをするということで、それについていろいろ考えられる案を縮小も含めて考えているところでございます。近く、これは国立競技場将来構想有識者会議というところに諮りまして、いろいろ榎先生から出された論点なども踏まえまして、考え方もまとめてオープンにしていく予定でございます。

○座長 どうぞ。

○委員 オリンピックも来るし、スポーツに関する法律はたくさん整備されたということで、基本的に業務が拡大していくという感じなのですが、もちろんスポーツに関する不正を防止するためのものとか、どうしても予算をそこにつけなければいけない新規分野というのがあると思うのですが、あまりスポーツだからということで、膨張思考になると問題も生じてくるので、逆にかなり気をつけて、より効率化というのを目指していかないと危ないと思うのです。膨張していく途上というのは諸々の問題も生じやすいので、ぜひそのあたり注意して、もちろんどうしてもやらなければいけないところはきちんとメリハリをつけてやって頂くのですが、そのほかスポーツ予算が何となく来そうだということで肥大化しないように、ぜひより効率化を考えて頂きたいと思います。

○文部科学省 ありがとうございます。

もちろん総論としてはもうおっしゃるとおりで、結局効率化というのは各論の積み重ねといたしますか、細々したことをやっていくということが非常に大事でして、そういう意味ではまさに去年御協力頂いたこのワーキンググループの報告書がありますけれども、これはかなり詳細に分析をして頂いております。施設管理業務とか、くじの業務とか、自前のものあるいは委託しているもの、一般競争入札、随契のもの、それごとに今、忠実にやっている最中のごさいますて、こういった取り組みというのは、これからも当然引き続いてやっていきたいと思っております。

○座長 ありがとうございます。

事務局、何か補足的な御質問はございませんか。よろしいですか。

○事務局 また、先生方と御相談しながら。

○座長 はい。それでは、質疑に関しましてここまでとさせていただきます。長時間、お待たせいたしましたして申し訳ございませんでした。

それでは、これで日本スポーツ振興センターのヒアリングを終わりたいと思います。文部科学省及び日本スポーツ振興センターの皆様におかれましては、御対応、ありがとうございました。

必要に応じて追加的にヒアリングをまた、追加資料の御提出をお願いすることもあり得ますので、またそのときにはよろしくお願い致します。

それでは、これで結構でございます。どうもありがとうございました。

(文部科学省、日本スポーツ振興センター 退室)

○座長 続きまして、経済産業省所管の製品評価技術基盤機構からヒアリングを行います。所管府省、法人の方に入室して頂きます。しばらくお待ちください。

(経済産業省、製品評価技術基盤機構 入室)

○座長 お待たせして申し訳ございません。

本日はお忙しいところ、経済産業省、製品評価技術基盤機構の皆様おいで頂いて、誠にありがとうございます。

これよりヒアリングを始めさせていただきます。冒頭5分以内で主務省から御説明頂いた後、15分程度の質疑を行わせて頂こうと思っております。時間が限られておりますので、業務の説明は割愛して頂いて結構でございますので、組織等に関して、また公務員身分等、特に必要な事項についてのみ簡潔に御説明頂ければ結構でございます。

それでは、5分ということでよろしくお願いたします。

○経済産業省 ありがとうございます。経済産業省でございます。

独立行政法人製品評価技術基盤機構、我々は通称NITEと呼んでおりますが、この概要について御説明いたします。

お手元の資料を1枚おめくりください。NITEの組織、人員、予算等について示されております。一番上に書いてございますとおり、常勤で400名強の職員がおりますが、そのう



ち8割強でございます 335名が技術系の職員でございます。また、理事長には化学物質安全管理関係の第一人者でございます、国連大学元副学長の安井先生を頂いております。

右側の円グラフをご覧ください。物理、電気・電子、機械、化学、資源、農学等、非常に幅広い分野の専門家を採用しております。また、化学の中にはバイオ関係の技術者も含まれております。

次のページをご覧ください。NITEはこのような多様な専門的な分野をバックグラウンドに有する技術的な職員を要し、分析・試験・解析といった安全行政や基準行政に共通として必要となる専門的知見を有しております。これをさらにOJT、研修、部門間異動などにより強化しております。

真ん中の青い四角の中にNITEの主な業務がございます。製品安全の関連業務。極めて多くの製品事故の分析や原因究明をしております。化学物質管理関連業務といたしましては、国際的な約束でございます化学兵器禁止条約に基づきまして国内の化学工場への査察への協力をしております。バイオテクノロジー分野では、海外の微生物資源、これは様々な工業利用されるわけですが、これの収集・提供をしております。また、適合性認定関連業務といたしましては、様々な基準に適合しているかあるいは計量法に基づく秤の校正をやる事業者が十分能力を持っているかといった認定をしております。

このように、当省が行います安全基準行政を技術面からサポートしております。また、異なる部門間の連携を通じて、知見を総合的、複合的に駆使しております。

次のページをご覧ください。特に製品安全の関連業務、消費者の皆さんに関連が強い分野でございます。どういう仕事をやっておるかという図でございます。

真ん中に3つの箱がございます。様々な製品が法令に基づく技術基準などをクリアしているかどうか、製造者や輸入事業者に対しての立入検査の実施。それから、真ん中の箱でございます事故分析や原因究明のための手法の開発。これを個別に対応しております。また、それらの知見をもとに、右側の箱の規格・基準の原案づくりというものをやっております。こういうふうに総合的・複合的な技術的知見で一体的に業務をやっております。

それを図示したものが4ページでございます。今、申し上げました事故分析・原因究明のための手法開発、規格・基準原案作成、立入検査、こういったものがサイクル上かつそれぞれ双方向につながって仕事をやっておるわけでございます。

それでは、具体的な製品安全行政への貢献の流れを御説明いたします。次の5ページをご覧ください。経済産業省の製品安全セクションがございます。ここで法令に基づきまして、重大な事故と認めたものが年間1,000件ございます。

これらにつきまして、NITEに調査の指示を行うわけでございます。またメーカーですとか消費生活センター等から年間2,500から3,000件ぐらいの事故情報が上がってまいります。これら全て分析をして、原因究明をいたしまして、調査結果をデータベース化しております。

こういった分野の知見が世の中に公表されるばかりではございません。事故原因の究明

を行うのみならず、6ページでございますが、製品事故の被害拡大の防止、再発・未然防止にも貢献をしております。冬場に家庭でお使いのハロゲンヒーターというものがございます。ここから出火して火災が発生したことがございます。NITEで原因究明をした結果、電流を制御する部品、ダイオードという部品が許容できる電流の量が少な過ぎた、小さい部品を使っていた、こういう設計の間違ひが見つかりまして、これに基づきまして、経済産業省の製品安全セクションが企業を指導し、自主的な回収を行わせしめた。その他、法令に基づく安全基準を改正した。加えて業者への改善指導ですとか、あるいはNITEと一緒に注意喚起などを行った。こういう形で製品事故がもう起こらないようにということに専門的な立場から貢献をしております。

7ページ目の左をご覧ください。もう一例御説明いたします。皆様が携帯電話等でお使いのリチウムイオン電池バッテリー、ここから出火事故が相次いだことがございます。NITEで非常に多角的な分析を行いました。また、電池メーカーから設計図面を取り寄せたり、製造工場のプロセスを見たりして、どういう状況でつくられたのか、どういう状況で使われたのかということ进行分析いたしまして、内部でショートを起こしやすい。例えば容器のアルミ板が少し切り方が雑だったので、バリと呼ばれるとげが発生してショートしやすいとかあるいはズボンのポケットに携帯電話を入れると圧力が加わって出火しやすい、こういったことを発見しております。これが電気用品安全法上の規制品目としてのルールの改正につながっております。こういった形を通じて、安全政策にも貢献しているということでございます。

私からは以上でございます。

○座長 ありがとうございます。

それでは、質疑に入らせて頂きたいと思えます。委員の皆様より質問、御意見等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

○委員 多少組織のことをお伺ひしたいのですが、今、それほど御説明がなかったのですが、今回このワーキングでは、例えば公務員身分をどうするかとか、こういった形の独法にするのかというような議論をしているわけですが、様式6によれば、引き続き公務員型の法人とすることが適しているという御主張のようですが、独立行政法人は基本的には非公務員で、いろいろみなし公務員等の規定を置いて対応することで十分可能だと通常は考えられるわけでございますが、このあたりのところの御説明を。

○経済産業省 公務員型が適正と考えている理由について御説明申し上げます。

一つは、このやっております業務が、国民の皆様安全に極めて重大な関係があるということ。例えば、この製品安全関連業務でございますが、先ほど御説明をいたしました5ページ、この数々の製品事故の分析をして、調査結果を公開しております。この中には、もし製品起源の問題であるということがわかれば、仮にその時点では製品について法令上の問題がなくても、例えばメーカー名ですとか型番を公表しております。私も安全セクションの経験がありますが、そういうことをやると、この時点では何も私たちはルールに違

反していないとメーカーから苦情がまいります。こういったことに耐えて、国民の皆様の安全を守るための公平性・中立性、これは公務員と同等の身分が不可欠でございます。

また、2ページ目で青いところで御説明いたしましたとおり、化学兵器禁止条約に基づく国内の化学工場への査察協力。これが実は最後のページにお付けしております。実は国際機関がございまして、これは48時間前の非常にショートノーティスの通告で、この工場に入るぞというのを日本政府に通告してまいります。そのとき、査察員、これは化学兵器禁止機関の専門職員でございますが、言ってみればセカンドオピニオンとして、日本政府としても技術的に本当にこの工場に化学兵器の原料をつくっているのかどうか、これを対抗分析しませんといけません。そのときにNITEの職員に対応してもらいます。NITEの職員は日ごろの化学分野、製品安全分野の知見で、高度な装置の操作になれております。こういったことをやるためには、これはまさしく日本政府の一員といった形でやらなければいけませんので、これはまさしく中立性・公平性の求められる公務員型でなければ、使命を果たせないと考えております。

また、これは他の公務員型の独法にも共通いたしますが、争議権なんかを持ってしまうと、こういう安全業務を行ってストなどやられたらもうかなわないわけですね。こういったことで、我々は公務員型が適していると考えているところでございます。

○委員 公平性とか中立性というのは、独法のやっていることはほとんど公共的なことなので当然でございますが、例えば他に検査等をしている独法もございまして、要するに公平性・中立性は必要であるというのはどこの独法でもほぼ共通することございまして、濃淡はもちろん安全にかかわる検査だということ強いということはわかりますが、必ずしもそれだから公務員でなければいけないということではないのです。査察協力への対応ということですかね。

○経済産業省 査察協力については、日本政府として、この国際機関である化学兵器禁止機関が査察する内容に対抗するセカンドオピニオンを持たないといけない、それだけの対抗力を持たないといけないわけです。そして、政府の中には、それだけの化学分野の専門的知見を持った人間というのはなかなか置けないわけでございます。こういったことから、公務員型でこのNITEにやってもらっていると。

○製品評価技術基盤機構 ちょっと補足させていただきます。

NITEの現場を担当しておりますけれども、例えば、重大な事故というのはいつ何時起きるかわからない。そういうものは大体消防、警察が絡んでくるわけですね。先日の博多の事故でも現地に行っておりますし、去年、長崎のグループホームで加湿器の事故がありましたけれども、それは群馬と九州と両方から警察と一緒に作業をするわけです。それは、別に土曜日であろうが日曜日であろうが、必ずそこに行かなければいけない。それが一つ。

それから、警察、消防からしますと秘密という、いろいろな形での機密を扱うということであって、彼らは我々が公務員であることは非常にある種の安心をして頂いていまして、その連携も非常に強いということが言えます。

それから、先ほどの化学兵器禁止機関（OPCW）も実は海外からいつ来るかわからないのですけれども、同時に成田についての瞬間から、我々についていかなければいけないわけですね。そうすると土曜日だろうが、日曜日だろうが、そういったことというのは、労働争議権かどうかわかりませんが、そのようなことで万が一のことがあったら国益にも大変な影響が及びますし、国民の安全も守れないということで、ぜひ身分としては必要かなというふうに考えております。

○事務局 すみません、ちょっと事実関係だけの質問なのですが、そういうスタンバイ状態の緊張感を求められる職員の方というのは、全職員のうちの何割ぐらいでいらっしゃいますか。

○製品評価技術基盤機構 製品安全関係は、今 140 人ぐらいいます。それが全員すぐに飛んで行くかはわかりませんが、やはりその中の半分、ちょっとざっくりした言い方で恐縮ですが、それは全国のどこで起こるかわかりませんので、それは全国どこで起きるかを考えてやっていると。OPCW のほうは、確かに大体月に一回、一週間の査察があるということなので、それはある程度、化学兵器対策室とそれをサポートする化学センターの部隊とで、これが 10 人いかないぐらいの人数かもしれませんが、それで対応しているということです。

○委員 伺いたいところは、今の 10 人ぐらいとおっしゃったその化学物質関連業務というのは、おっしゃるように国際的な化学兵器使用条約に基づくところの査察協力ということで、公務員の身分があるのが望ましいと思うのですが、他方で、製品安全のほうは確かに非常に大事なものはわかるのですが、このような安全性というのは他の独法でも担っているものもございますし、根拠的には化学物質関連業務のほうが強いという感じがするのですね。全職員が何人でしたか。

○経済産業省 常勤が 407 名です。

○委員 407 名、そうですか。

○経済産業省 製品安全の分野でも先ほど申し上げましたように、メーカー名や型番を公表してしまう。そのときのクレームに対抗できるための公務員の身分というのを申し上げましたし、もう一つ、例えば火災現場で出火した先ほどのハロゲンヒーターなり電気ストーブなり、こういうものをあるいは消防が確保する場合はあるわけですが、事故品を NITE がきちんと譲り受けないと分析できないわけです。こういうことをやるためには、やはり公的な立場でないと非常に難しいものがございます。

また、先ほど製品評価技術基盤機構から御説明いたしましたように、現場の鑑識にも最近同時に警察、消防と一緒に入らせて頂いております。そのときにもまさしく国家公務員法に準ずる形の機密保持ができないと、こうした協力というのは非常にやりにくいわけがございます。そういった理由でもって、製品安全関連業務におきましても、ぜひ公務員と同等の身分が不可欠であると我々は考えております。

○委員 機密保持の義務は課すことは可能ですし、はっきり言って、そういうことができ

る権限というのは、個別法に基づいてできる規定があつてやっつけていらっしやるのだと思うので、必ずしも公務員身分とはそれは結びついていないはずなのです。権限としてできるというのは、それは法律に基づいてできるのであつて、別に公務員だから何でもできるわけではないですね。ですから、先ほどの国際的なお話はあり得ると思うのですが、ただ、公務員型であると単年度管理ということになるので、その不都合というのはないのでしょうかね。

○経済産業省 先ほどの補足も含めてなのですが、やはり公務員型というのは、NITE にとっては公平性・中立性に留まらず、緊急を要する事故対策とか、そういったものについて争議権があると対応出来ない部分がありますので、労働三権の制約が必要だという意味で、ぜひ公務員型をとるというふうを考えておる次第でございます。

その上でのお話でございますが、今、御指摘のありました点につきましては、独法化してから例えばこういう事例がございました。製品安全業務において調査を要する事故情報が3,000件から7,000件に倍増したと。これについてNITEはどう対応したかと申しますと、理事長が非常事態を宣言しまして、他の部門から人と予算を製品安全部門にシフトさせて、これは単年度であれば、そういうことは積み上げ経費でございますし、部門ごとに目標があるので出来ないのでございますが、そこは他の部門は1年我慢させて、製品安全を対応したと。その上で中期的な目標は達成出来るように後ほど処理をしていったという事例がございましたので、業務の特質上、やはりある程度、そういう機動的というか柔軟な資源配分が可能になるような制度が望ましいというのが我々の考え方でございます。

もう1点は各法人に共通する話でございますが、やはり単年度管理を仮に行う場合でありましても、引き続きその業務の効率化という観点から、頑張って節約した部分は使えるようにするとか、そういうインセンティブを働かせて頂く必要があると考えておりますので、その両面から確かに公務員型が必要なのですけれども、単年度管理といたつ、一定のその柔軟性をお認め頂く必要があるのかなと我々としては考えているところでございます。

○座長 今回のこの独法の改革議論の中では、独法のパフォーマンスを出来る限り上げて頂くという意味で、多分、対応面なんかの柔軟性も事によってはさらに上げて頂ける体制というようなものを考えているのですが、そういった意味も含めて、それでも公務員型がよろしいということで、職員の方などはよろしいのでしょうか。いろいろな人事体制の柔軟性みたいなものというのも、当然公務員ですと、少し不便はあるのではないかと思いますけれども、その辺も考慮されてということでしょうか。

○製品評価技術基盤機構 少なくとも、現状制度のもとでのマネジメントについては、先ほどお話がありましたように、いろいろな状況に対応出来るようになっている、しているつもりです。もし今後、万が一単年度管理で管理がどんどん厳しくなってしまうと、せっかく公務員の身分を持ちながら、例えば年度の途中で大きな事故が起こったときに、突然にいろいろな人を配分したりして、ある事業もある程度やめたってそちらを優先するとい

うことがやりにくくなるようなことは避けたほうがいいたらうと思います。

ですから、公務員型というのを基本にしながら、少しでも柔軟な管理制度、仮に単年度であっても、それが出来るような仕組みをぜひともお願いしたいというのが我々の思いであります。

○委員 公務員身分の話と離れまして、組織論としても一つ。他の独法との業務の重複等ないしは集約化が図れるかどうかという点で、従来から多分御議論があるかと思っておりますが、国民生活センターでやられているような製品テストについて、それはおそらく消費者目線でやるのだと。NITEはどちらかというところではなくて、事業者についてチェックをしているという発想でやられているのだらうと思っておりますが、その二つの機能について政府内でどちらかにどちらかを寄せるという議論は、現状は今無くなっているということなのでしょうか。

○経済産業省 政府内の議論は、そのしかるべきところに聞いて頂ければよろしいかと思っておりますが、少なくとも我々は製品安全の分野で法令を所管しているわけでございます。電気用品安全の法律その他消費者製品の安全の法律。その法令の運用のためにNITEがこうした能力を駆使しているというのが実態でございます。

8ページをご覧頂けますでしょうか。これはNITEが非常に幅広い業務を行っておりますが、実は非常にその中で連携を上手くやっております。例えば、まさに消費者目線でよく御家庭でお使いの塩ビの手袋、台所用品がございます。ところが、ある医療機関、皮膚科ですけれども、ここからこの手袋をはめていた主婦の方々に皮膚炎、非常に手がかぶれるというのが多発しているというお知らせがありました。

ところが、塩ビというのは非常にポピュラーな素材でございます。どうしてこんなもので事故が起きるのだ、手がかぶれるのだ、こういうところをNITEで分析を依頼しましたところ、こういうことがわかりました。

この真ん中の四角の青い、水色のところですが、塩ビではなくて、塩ビの中にごく微量に混ぜ込まれている塩ビの安定剤、ジオクチルスズ化合物というものと可塑剤、やわらかくする材料、アジピン酸系ポリエステル、こういう混ぜものが悪さをしていたのだと。ところがこれがわかったのは、化学物質の管理分野には、国内で製造販売される化学物質に関する非常に包括的などという悪さをするのかというデータベースがございます。バイオ部門には微量なたんぱく質ですが、高分子を分析する技術がございます。そして、製品安全分野では、事故の原因究明の非常に詳しい、言ってみればノウハウがございます。こういった3つの分野で協力して連携してやりましたところ、こういう原因がわかったと。それを直ちにこのポリ塩化ビニール手袋業界にお伝えをしまして、そうすると業界はこの問題物質の使用を中止したと、また、既製品は回収したということがございます。

こうした意味でいきますと、やはり我々のその製品安全行政を技術的な観点でこう支えているNITEというのは、言ってみれば我々の行政と一体でございます。そういった意味におきまして、引き続きこのNITEで主体的に製品安全のこういう高度な仕事をやるべきだと

考えております。

○委員 いや、私の質問は重複している場合にどちらかがどちらかを吸収する可能性がないのかということをお聞きしているのです、例えば国民生活センターでやっている商品テストを、むしろ NITE で吸収する可能性について検討はされているのかということをお聞きしたかったのです。

○経済産業省 国民生活センターで実施されている製品テストにつきまして、私個人は必ずしもその詳細を存じていないものですから、ちょっとここでお答えするのは控えさせていただきますけれども、これはもう我々は製品安全について、法令に基づいて、その遺漏なき施行をやるという立場には変わりございませんので、そういう観点で考えたいと思います。

○事務局 今の点で国センとさらに密接に連携、協力、これまでもやってきておられると思うのですが、一層進めていくということについては、それは当然の方向ということによろしいのですね。その上で、具体的に何が出来るのかというところ、これまでに加えて何が出来るのかというところについて、何かお考えとかを頂けるとありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○経済産業省 製品安全を担当しております。

国民生活センターの商品テスト部門と、それから NITE の製品安全部門では、これは双方でその協力をしていきたいと思いますということで、既に協定という形で、文書の形でも取り交わしをしております。具体的に何をやっているかということ、国民生活センターの方で、ちょっとなかなか手に負えないような分析などにつきましては、NITE に手伝ってくれないかという御依頼を頂いたら、それは NITE で手伝っていく。これは実際にこういうことをやっております。今後につきましても、現在でも定期的に NITE と国民生活センターの現場での実施者同士での連絡会というのを定期的に月 1 回開いておりますので、その中で情報交換し、御依頼頂くものは御依頼を頂いてということをやっております。これは引き続き、この部分は連携を強化していくべき分野だというふうに考えております。

○座長 よろしいでしょうか。

連携強化以上にさらなる取り組みが可能性としてはないのかといえ、NITE は非常に技術的に高いものを持っておられて、国民から見ればかなりその辺の知見が国民生活センターの商品テストにより生かされていくということについて、お考え頂ければというようなこともあるのではないかと思いますので、さらなる発展的連携をお考え頂ければということはあると思います。

事務局、補足的によろしいですか。

それでは、そろそろ時間となりました。今日は公務員の身分と国センとの連携強化のお話をお聞きしましたけれども、また、追加的に質問また資料の提出等、お願いするかもいたしませんので、その節にはよろしく御対応をお願いいたします。

それでは、これをもちまして製品評価技術基盤機構のヒアリングを終わりたいと思います。経済産業省及び製品評価技術機構の皆様におかれましては、御対応、ありがとうございます。

いました。

(経済産業省、製品評価技術基盤機構 退室)

○座長 続きまして、日本貿易保険からヒアリングを行います。ただいまから府省、法人の方に入室して頂きます。しばらくお待ちください。

(経済産業省、日本貿易保険 入室)

○座長 本日は、お忙しいところ経済産業省、日本貿易保険の皆様においで頂き、ありがとうございます。

貿易再保険特別会計にかかわる改革の経緯について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 特別会計改革につきましては、政府の行政改革推進会議において検討がなされまして、本年6月の行政改革推進会議取りまとめにおきましては、民主党政権で検討されていた内容を含めて検証してきた結果、従来からの取組を引き継ぎ改革を実現すべきとされたところでございます。

また、その中で改革の方針の一つとして、国が自ら事業を行う必要性の検証ということで、国が自ら事業を実施している特別会計・勘定について、国が実施主体となることが不可欠であるものを除き、民間または独立行政法人等に事業を移管した上で廃止するなど見直しを行うという方針が示され、具体的な改革案は事業を担う法人のあり方と一体で検討するとされたところでございます。

これを受けまして、独法への国からの業務の移管が検討対象となる特会・勘定につきましては、本分科会で御検討頂くこととなったものでございまして、このような検討対象の一つとなるものとして、貿易再保険特会がございまして、貿易再保険特会の廃止の可否、それに伴う資金等に関して、日本貿易保険(NEXI)に一本化をするということの可否につきまして、御検討頂きたいと考えております。

○座長 ありがとうございます。

それでは、ヒアリングを始めさせて頂きたいと思っております。冒頭5分以内で主務省から御説明を頂いた後、15分程度の質疑を行わせて頂きたいと思っております。

非常に時間が限られておりますので、業務説明等は割愛して頂いて結構でございます。特に説明が必要な事項に関しまして、重点的に御説明頂ければと思っております。5分という短い時間でございますので、よろしく願いいたします。

○経済産業省 ありがとうございます。貿易保険について説明させていただきます。資料はありますでしょうか。ありがとうございます。

1枚目をおめくりください。貿易保険制度の概要でございますが、我が国企業の対外取引に伴う民間の保険では引き受けられないリスクをカバー。運営交付金は受けておらず、利用者からの保険料を原資として、長期で収支が均衡するよう特別会計で区分経理しています。

③でございますが、「非常リスク」と「信用リスク」がございまして、右側の表をご覧ください



ださい。過去の主な保険事故でございますが、回収出来たものと回収出来なかったものがございます。直近2年の主な保険引受けと書いておりますけれども、ベトナムを含め、近年はプロジェクトリスク、信用リスクも重要な柱になっております。

次のページをご覧ください。事例でございます。簡単に御説明いたします。旧ソ連に対する保険金支払いと回収の事例でございますけれども、旧ソ連の崩壊に際し、外貨準備が枯渇しました。5回パリクラブで議論しまして、貿易保険をつけている我が国企業は延滞額が2,000億円ございました。これを10年以上かけまして、この表でございますが、2005年、2006年、油価が上がって、何とかロシア政府が息ついたところに、ドイツと共同して国と国との折衝をして回収をいたしました。

次でございます。②がベトナムのニソン製油所でございますが、プロジェクトカンパニーに対して邦銀が建設資金を融資して、NEXIはこの融資を返済されないプロジェクトリスクを引き受けたわけでございます。

3つ目の○でございますが、近年途上国でも財政規律が厳格化して、政府保証のない案件が増加しております。そういう政府保証のない案件はプロジェクトリスクと言っておりまして、そういうものも最近やっておるわけでございます。

次のページをご覧ください。「貿易保険を取り巻く環境変化」でございますが、役割の増大といたしましては、我が国企業の海外展開またインフラ輸出、2020年までに年間30兆円の売り上げ、また、資源確保などという分野で貿易保険の重要性がますます増大しております。下の表でございますが、リーマン・ショック後、貿易保険の引受金額が増えております。2009年は流動性補完というものがばっと増えたわけでございます。また、対応リスクの複雑化、右側でございますが、非常リスクの分野におきまして、「相手国の権利侵害」や「政策変更リスク」という従来は「戦争」や「収用リスク」が中心だったのですが、違うリスクが増えてまいりました。また、プロジェクトリスクが増えてきたのは先ほど御説明したとおりでございます。

したがって、3つ目の○でございますが、ファイナンススキームが複雑化していることを背景に、案件組成に要する期間が長期化しております。下の表で3年以上の案件も増えてきてしまいました。したがって、案件ごとに経営トップによる高度な経営判断がますます重要となっております。

次の紙をご覧ください。「独立行政法人化後の人的対応とその限界」でございますが、この左の図にありますように158人、153人、139人と人数が減る中で、経産省の出向を極力減らして、プロパーの専門家を育成しております。それでも、NEXIの一人当たり年間相談数は、右側にありますように上のほうにどんどん上がってきております。

下の図でございますけれども、各国の比較でございますが、日本は人員数も142名と最低でございますが、一人当たりの引受金額は最高でございます。右でございますが、他国の貿易保険機関と比べ、NEXIの審査・引受能力が劣れば、NEXIの利用者である我が国企業は他国企業に比べて不利でございます。また、最近は何れも複数国企業が参加する国際プロジェ

クトが増えておりまして、日本企業が参加できなくなるおそれも出てくるわけでございます。

そこで、次の5ページ目をご覧ください。「独立行政法人制度・組織の見直しについての要望」でございます。基本的考え方をご覧ください。今まで申し上げましたように、複雑なリスク案件が増えております。したがって、高度なビジネス判断の重要性が高まっております。したがって、従来の理事長独任制にかわって、取締役会による内部統制を備えたガバナンス機能を確立することが必要だという考えに至りました。

ただ、その際でございますが、適正なガバナンスのもと、予算管理及び組織・事務の運用の弾力性を経営に与えることが同時に必要ではないかと思っております。

右側の箱をご覧ください。貿易保険では、民間では引き受けられないリスクの引き受けをしております。また、民間株式会社によっては運営出来ない事業をしております。従って、下、左側の具体的措置、政府全額出資とかNEXIの保険金支払債務等に係る政府保証とか非課税措置、また国の監督権限とか書いておりますが、こういう具体的な措置を踏まえた上での政府全額出資特殊会社化の議論は妥当ではないかと思うに至ったところでございます。チャレンジングではございますが、それに挑戦したいと思っております。

6ページ目でございます。貿易再保険特別会計でございますが、今までの述べたところのエッセンスが3番目の○でございまして、具体的な上の2つの丸で書いておりますが、特別会計廃止の議論は、今まで述べました趣旨が損なわれないことが前提でございます。具体的には国の監督権限や国の保証が満たされた形で特殊会社化することとセットで議論させてもらいたいというふうに思っております。

以上、説明を終わらせて頂きます。

○座長 ありがとうございます。

それでは、質疑に移らせて頂きたいと思えます。委員の皆様、御質問、御意見等、よろしく願いいたします。

○委員 先ほど特別会計の廃止についての方向が事務局からもございましたが、これは国が実施主体となることが必ずしも必要不可欠ではないということで、貿易再保険特別会計が廃止という、それ自身についての受け止め方と、その特会が廃止されて、そうすると国の政策とNEXIが一体的に行動しなければいけない、国の監督権限が強化される必要性があるのではないかということになるかと思えますが、今、特殊会社化という組織形態のお話があったのですが、独法から出て特殊会社になると、国との距離というのは通常広がるのが方向性としては考えられるのですが、特会廃止でこちらに来るので国の監督権限が必要ということと、それは逆行しませんかということでお伺いなのですが。

○経済産業省 我々が突きつけられているのは非常に難しい質問だと思います。まず、国がやっているというのは再保険をやるということでございまして、この再保険があるからこそNEXIというのは諸外国から信頼されて、また企業からも信頼されているわけでございますが、今回2階建てになっているものをつまり1階建てにするということでございまし

て、この1階建ての組織のあり方につきまして、先ほど政府全額出資会社にしてもらいたいとかいろいろ申しましたけれども、この1階建ての措置が相当顕著な強いものになっていないと同じように諸外国からの認識や企業の認識が変わってまいる。変わってまいることは絶対にしたくないと思っております。それが1番目の特会は廃止されたとしても、2階建てが1階建ての部分で頑丈なものにしていきたいと要望させて頂きたいと思っております。

2番目の国との距離の話でございますが、これも非常に厳しい話なのでございますが、組織運営という観点ではもっと自主性を持ってもらいたいと思っておりますが、1階建てになる以上、監督のところは密接に国とより近づけたというふうに表示しておりますけれども、組織運営は弾力化、どんどん自主性を理事長独任制をやめて、監督のところは近づけたいというふうに要望させて頂きたいと思っております。

○委員 ただ政府全額出資にしても、税金との関係で100%出資でなければいけないという話なのですかね。

○経済産業省 そうですね。租税条約が一番大きな問題だと思います。

○委員 それでいて独法から離れて監督を強めるというのは何か矛盾しませんか。

○経済産業省 独法もこれからいろいろなガバナンスの強化を図られると思いますが、我々がいろいろ去年、一昨年からずっと議論させてもらって思ったのは、独任制ではなくて、ガバナンスボードによる統治ということで会社形態のほうが適切なのかなという判断によろやく至ってきたということでございます。

○経済産業省 ちょっと一言だけ補足させて頂きますが、ちょっと矛盾ということなのですが、この2つの話の中身はやはり違うのではないかと。国の政策を反映させるというのは、例えばインフラとか企業の海外展開を支援しなさいという、いわば貿易保険の運用の中身の方というか方向性の方なわけですね。それから、我々は民営化とは言っていないけれども、組織運営の自由度というのは、まさに組織運営の話なのです。人をどのくらいやって、何件くらいやっていくのかとか、そういう組織運営の問題。これが国か民間かという単純な軸だと、最初申し上げたほうの話は国に近づく、組織運営の話は民間に及ぶので矛盾ではないかということなのですけれども、これはもう全然別話なので、これは特殊会社というのは自由な制度設計ができますので、この2つを実現する形で出来るのではないかとというのが我々の考えているところでございます。

○委員 独法を出たければ出てもいいと個人的には思っておりますが、出る理由が理事長独任制度だとガバナンスが低いという御認識だとすると、経産省の下にもいろいろな独法があって、それもすべからず皆ガバナンスが低いのかということになると、そうでもないだろうと。そうだとすると、このNEXIに関して、やはり特殊会社のほうがいいという判断に至ったのは、他の独法と比べてこういうところがあるから、これだけは特殊会社にした方がいいという決め手の議論はどういうことだったのでしょうか。

○経済産業省 今、御説明させて頂きましたように、言ってみれば金融ビジネスですので、

貿易保険をつけるかつかないかというのは保険会社のビジネスに似たところがありまして、すごく幅のあるものなのですね。ですので、一人の理事長がこれがいいやというふうに最終的には決めるのですけれども、その正当性は内部統制的にきちんと図っていかなければいけない。他の金融の政府関係の、例えば JBIC とか公庫も含めて株式形態になっていて、そういうガバナンスをとっていますので、それと同じことなのかと簡単にいうと考えております。

○委員 そうすると図式的に言うと、金融で例えば理事長が井勘定みたいに自分の親戚にいっぱいお金を貸すとか、自分の関係会社からいっぱい保険をつけてしまうという可能性が理論的にあり得るから、そういうのではなくて、きちんとボードで判断した方がいいと。簡単に言ってしまうえばそんなようなことですか。

○経済産業省 一昨年以來、ずっと我々の立場は独法でやっていきたいということだったわけですが、独法の形態と特殊会社の形態と2つ提示されて、それで国の行政関連機関もどれが一番よりいいかということの選択が求められたときに、いろいろな議論を踏まえて、他のところは私はわかりませんが、日本貿易保険であれば、こういう特殊会社の形式に適用できていけるのではないかと、チャレンジしてみようという思いでそういう判断をさせてもらったわけですが。

○委員 今回、独法制度も少し見直して、先ほど組織の弾力的な運営というお話がございましたが、独法も運用がだんだん弾力化できるような方向で今回考えているのですが、その上で会社法のガバナンスの方が適切と思われたのは、先ほどの金融ビジネスというところなのですかね。民間がやっているような保険だということですか。

○経済産業省 運営費交付金を受けていないところも一つのファクターだと思っていて、かなりの独法については、国費が前提であって、それをどう効率的に使っていくのかというのが大きな問題になると思うのですけれども、我々のほうはお金が国からというわけではなくて、利用者の方から入ってくるわけなのですけれども、実は、どのぐらいの保険の引き受けをやって、それは保険の引き受けをやることによって保険料が入ってくるわけなので、どのぐらいのレベルで事業をやるのかというのは、いろいろな判断があり得るわけです。例えば今、保険料収入は大体400億円ぐらいの規模でやっておりますけれども、これでもきちんと収支が相償してやっていけるのですけれども、例えば今、ニーズが多いので600億円ぐらい引き受けてやっていこう。そのためには、人を例えば2分の3倍にしなればいけないという判断もあり得るわけです。これはこれで上手くいけば、収支が回っていくわけです。

だけれども、国からお金をもらっている独立行政法人について勝手にどんどんどんどん、今、400億円、800億円とやっていくことはなかなか難しい。そういうものと比べると、我々のものはある意味、これはビジネス的、まさに金融的などころはあるので、一つのまとまった会社形態、ビジネス判断が経営に与えられるようなもの、そういう意味で違うのかな

ということです。

○座長 要するに普通に公費に依存する組織と比べて、運営裁量がおありになるだけに、その意思決定に関して合理性の担保の仕組みが欲しいということをおっしゃられているのでしょうか。

○経済産業省 はい。

○座長 その合理性の担保ということでいうと、独任制の理事長の意思決定システムを何らかの担保する仕組みを会社法のボードというような形で担保したいと。逆にこの担保がある程度何らかの仕組みができるのであれば、いろいろな選択肢があるということによろしいのですか。

○経済産業省 結構でございます。我々既存の独法でもきちんとやってきたわけでもございまして、ただ、今はこちらの判断にチャレンジしようかと思っているということでございます。

○座長 事務局、何か追加的にございませぬでしょうか。

○事務局 今、いろいろ御議論頂いた点については、仮にこの方向で決めるとなったら、きちんと対外的に説明をしていかないといけませんので、もう一度そこは再整理して、紙で考え方を改めて頂ければ幸いです。

○事務局 あともう一点。この6ページの絵の中で「国の監督」という言葉が出てきます。国の保証というのはお金の保証なのだと思うのですけれども、国の監督というものの具体的な内容がどういうことを想定されているのか、これも後ほど紙で教えて頂ければと思います。

○座長 よろしいでしょうか。

それでは、一通り質問させて頂きましたので、これをもちましてヒアリングを今回は終了させて頂ければと思います。

経済産業省及び日本貿易保険の皆様におかれましては御対応頂き、ありがとうございます。今、必要な追加資料をお願いしましたが、追加資料の御提出をお願いいたします。また、ヒアリング等につきましても、追加的にお願いすることもあるかもしれませんので、その節にはまた御対応のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、御退出して頂いて結構でございます。どうもありがとうございました。

(経済産業省、日本貿易保険退室)

○座長 以上、本日のヒアリングは全て終了いたしました。

本日のヒアリングを踏まえ、各法人の主要論点における本ワーキンググループの現時点の意見は、文部科学省所管の国立科学博物館・国立美術館・国立文化財機構・日本芸術文化振興会におきましては、組織の在り方について、国立美術館と国立文化財機構の統合を検討することとする。業務運営については、4法人について間接業務等の共同実施、共同調達などの拡大を検討することとする。自己収入の拡大のために、料金体系についても確認し、必要な場合には見直しを求める。

日本スポーツ振興センターに関しましては、組織業務運営について、不正受給に対するチェック体制のさらなる強化を検討することとする。その場合、受給団体のガバナンス強化の支援も検討することとする。

それから、経済産業省所管の製品評価技術基盤機構。職員身分については、法人の業務特性上、職員が争議権を行使すると条約上の権限行使等の措置に支障を来たすおそれがあることから、公務員身分を維持することとする。

日本貿易保険に関しましては、貿易再保険特別会計について、貿易再保険特別会計を廃止し、その資産等はNEXIに承継させることとする。組織の形態については、経営の機動性を高める観点から、全額政府出資特殊会社への移行という案を前提に、貿易再保険特別会計の廃止に伴って必要となる諸条件をさらに検討する。

以上でございますが、これで委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○座長 委員の皆さんの御賛同を得られましたので、現段階での意見集約はこの形でさせて頂きたいと思います。

大分時間を超過いたしまして申しわけございませんでした。本日の会合はこれで終了したいと思います。委員の皆様には長時間御対応頂き、ありがとうございました。